

横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター令和5年度事業計画書

1. 運営方針

障害者権利条約の理念の下、共生社会の実現を目指す国の大きな流れの中で、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく主体的に暮らすことができるよう、地域の相談支援の中核の機関として個別の支援に加えて、必要な地域の体制整備にも寄与します。

法人理念である「夢と希望のもてる誰もが住みやすい社会との架け橋を築く」ということを意識し続け、常に精神障害者の権利擁護の視点を大切にしながら運営していきます。多様化するメンタルヘルスに関する課題を包括的に受け止め、ご利用者・ご家族、関係機関、そして地域の方々とも協働しながら、円滑な横浜市精神障害者生活支援センター事業の運営を図っていきます。

2. 施設概要等

① 所在地

〒240-0001

横浜市保土ヶ谷区川辺町5-1-1 かるがも4階

TEL：045-333-6111 FAX：045-340-2000

HP URL：https://www.ysjk.jp

② 開所年月日

平成15年2月1日

③ 運営時間

月曜日～金曜日 午前9：00～午後20：00

土曜日 午前9：00～午後17：30

④ 休館日

日曜日、年末年始（12/29～1/3）

⑤ 各種サービス利用料金

・夕食 400円

・入浴 100円

・洗濯 100円

・インターネットサービス 10円（10分）

⑥ 職員

【常勤職員】

所長：1名（精神保健福祉士、社会福祉士）

相談員：5名（精神保健福祉士5名、内2名は社会福祉士資格も保持）

【非常勤職員】

相談員：4名（精神保健福祉士3名、1名は令和5年4月採用予定）

【アルバイト】

経理・庶務：1名、清掃：1名、相談員1名

調理アルバイト：4名（内1名はピアサポーターを兼務）

3. 令和5年度の重点目標

① 相談支援機能の整理と強化

多様化するメンタルヘルスに関する諸課題を抱える方々に対して、個別の状況に応じて支援の手が行き届くよう、生活支援センターの柱である「基本相談機能」の強化を図り、その他の「契約に基づく各相談支援事業」を連動させることで、速やかに切れ間のない支援の展開を行います。また、生活支援センターの担える機能・役割を多様な関係機関等にもより深く周知していただけるよう努め、さらに有機的な連携を深めることで、ご利用者個々の地域生活を、役割分担をしながら重層的な支援体制で支えます。

② 地域の支援体制の整備

地域の相談支援体制をより充実・発展していくために、区福祉保健センター、区基幹相談支援センターと一体となり、日々の活動を通して構築された関係機関等との多様なネットワークを活かして、誰もが安心して自分らしく主体的に暮らすことができる地域づくりを目指します。その軸となる区自立支援協議会や3機関定例会議等については参加に留まらず中心的に参画し、メンタルヘルスに関する日々の取り組みからの気づきの発信、多様な分野から挙がってきた地域課題についての具体的な解決に向けた協議や提案、より機能的な協議会等に発展していくための提言などを行います。

③ 精神保健福祉に関する普及啓発活動

予防の観点からも、また偏見や権利侵害のない誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指す上でも、まだまだ十分ではない精神疾患・障害に対する正しい知識や理解を広めるため、関係機関とも協働しながら幅広く普及啓発活動に努めます。

④ 当事者との協働

病気や障害の経験をネガティブなものとしてではなく、かけがえのない個々の強みであり、重要な社会資源でもあると捉え、ミーティング、サークル活動、プログラムなどを通して、当事者自身が主体的に行う仲間同士の支え合いにつながる活動を支え発展していけるよう後方支援を行います。また、専門職と当事者の協働した支援についても共に学びつつ、相互に理解を深めながら実践を行っていきます。

⑤ 専門職としての資質向上

精神保健医療福祉に関する国や市の動向も適宜押さえつつ、職員一人一人が日々行う業務の地域における意義を考え、説明できるように研鑽を積みます。また、より質の高い支援を提供できるよう、法人内外の研修、毎月の職員会議などを通じて大切な理念や価値を振り返る共に、関連する知識や技術等を学びます。日々の実践においても所内カンファレンスを適宜行い、職員の資質の向上を常に図ります。

4. 事業概要等

① 相談支援

I. 基本相談支援

多様なメンタルヘルスに関する事柄に関して、地域における身近な一次相談支援機関として、幅広く相談をお受けし必要な支援等につなげます。待っている支援のみならず、こちらから届ける必要のある方々へ支援を届けることにも力を注ぎます。必要に応じて適宜支援検討カンファレンスを行い、専門的な見立てと見通しを持って個別支援を行います。

II. 自立生活アシスタント・自立生活援助事業

単身生活の方、介護者不在の方などに対して、ご本人らしい地域生活が安心・安全に送れるように、訪問を主として必要な課題解決や連絡調整などを行います。漫然と続けるのではなく通過型の支援であることを意識し、ご本人自身の力を活かしていけるような個別支援計画に基づいて支援します。具体的数値目標とする25名を念頭に置きつつ、区域において支援を必要とする方々に速やかに提供できるよう体制を整え維持します。市単独事業と国事業のそれぞれの強みを上手く活かし、ご利用者個々に適した内容を随時検討して行う支援を決定します。

III. 横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業、指定一般相談支援事業（地域相談支援事業）

精神科病院入院中の方に対して、長期入院者の解消と、新たな長期入院を生まないことを目標に地域移行支援を行います。また、精神科医療機関とのスムーズな連携体制構築のために協働活動を適宜実施します。その上で、一人でも多くの方が望む地域での生活を形作り、続けていけるための個別支援を必要に応じて速やかに展開します。さらに、市域全体としての課題でもある精神障害者の地域移行、地域生活の定着支援について、区自立支援協議会の精神部会やその他関連する諸ネットワーク会議などに積極的参画し、現状や課題の共有と、さらにより推進していくための地域体制の在り様、連携や協働の工夫などについて協議を行います。こちらも市単独事業と国事業のそれぞれの強みを上手く活かし、ご利用者個々に適した内容を随時検討して行う支援を決定します。

IV. 指定特定相談支援事業（計画相談支援事業）

障害福祉サービスを利用される方の希望に応じて、既存の公的サービスのみには捉われない「サービス等利用計画」を作成し支援を行います。また、適宜モニタリングを行いその時々のご本人の生活状況に適したものとなっているかなどを確認することで、必要な調整等を図ります。関係機関等との連携・協議の中で、区域において生活支援センターが担うべき対象像を明確化し共有しながら、具体的数値目標である契約者数90名（モニタリング月平均30名）を念頭に置き、他事業とのバランスも鑑みながらより必要性の高い方に支援が届くように実施します。

② 日常生活に対する支援

I. フリースペースの提供

新型コロナウイルス等の感染症状況も鑑みつつ、必要な感染予防対策は適宜行いながらも、ご利用者にとって「安心して快適に過ごせる場」を提供すると共に、様々なイベント等を通して交流機会を提供していきます。また、サークル活動などを通してご利用者お一人お一人が主体的に取り組み自分らしさを発揮できるようにサポートします。

II. 各種サービスの提供

状況に応じ必要となる感染予防対策は適宜行いつつ、ご利用者の地域生活の一助となるよう、夕食、入浴、洗濯・乾燥、インターネットといった各種の生活支援サービスを提供します。

III. 相談の機会の提供

メンタルヘルスに関する医療的なアドバイスを得られる機会として嘱託医相談を設けています。また、働くことに関する相談として、予約に応じて西部就労支援センターより職員を招いて「おしごと相談」も提供します。

③ 広報・情報提供

生活支援センター便りを毎月発行すると共に、ホームページなどで適宜必要な情報発信を行います。また、センター内掲示及び自由に閲覧可能な状態として、各種福祉サービス事業所のパンフレットや各区生活支援センターの機関紙など、ご利用者にとって有意義な情報提供を随時行います。

④ 地域との連携・協働

地域に開かれた生活支援センターとして、地域における様々な活動に積極的に参加し「つながり」を広げます。そうした「つながり」を通して生活支援センターをさらに周知し、潜在的なニーズを掘り起こすと共に、メンタルヘルスに関する普及啓発を行うことで、精神障害に対する偏見や差別などの解消を図ります。

- I. 地域の催しへの積極的参加
- II. 地域ケアプラザとの連携、研修等の開催
- III. 地域で協働した災害対策

⑤ 関係機関との連携・協働

個別の支援を通じた連携はもちろん、誰もが安心して自分らしく主体的に暮らすことができる地域づくりを共通の目標に、関連する多様な関係機関との連携・協働を推進します。障害のある方々への地域支援体制の基盤となる、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」や「地域生活支援拠点機能」、加えて、市域・区域の関連する各種のネットワークなどをさらに関係機関と共に充実・発展させていくための取り組みに、精神保健福祉の中核的専門機関

として積極的に参画します。

- I. 横浜市生活支援センター連絡会への参画
- II. 横浜市精神障害者地域生活支援連合会への協力
- III. 横浜市西部ブロック地域移行地域定着連絡会への参画
- IV. 保土ヶ谷区自立支援協議会への参画
- V. 区生活教室との協働活動
- VI. その他、関連する会議等への協力・参画

⑥ 家族支援

保土ヶ谷区家族会「たちばな会」の毎月の役員会、定例会に参加し、情報提供やニーズを把握する機会を積極的に構築し、必要に応じた個別支援も展開していきます。また、要望に応じて精神疾患・障害に関連する事柄について、研修会等を家族会とも連携しながら企画・実施します。

⑦ 当事者との協働

支援する側・される側の関係ではなく、当事者それぞれが持つ力を最大限活かし、本人らしい主体的な活動、また仲間同士の支え合い（ピアサポート）などが活発になっていくように一緒に学びつつ取り組みます。また、国の施策でも推進されている専門職とピアサポーターの協働について研鑽を積み、今後地域においてピアサポートがよりよい社会資源の一つとして広がっていくための活動等を、関係機関や当事者と連携・協働しながら推進します。

- I. 当事者主体の企画やサークル活動等の後方支援
- II. ピアサポートに関する研修会等への参加
- III. ピアサポーターと協働した支援実践についての具体的検討と実践

⑧ 人材育成・資質向上

常に対人援助専門職としての価値や理念を損なわず、ご本人中心の生活支援の提供に努めるため、職能団体はじめ関連する団体等の研修などに積極的に参加し職員の資質向上に努めます。また、日々の申し送りや毎月1回程度の職員会議等において、ケースカンファレンスを積極的に行い、支援の質を高めるための協議と同時に、ファシリテートの技術を磨く機会とします。さらに、後進育成のため実習生の受け入れも引き続き積極的に行います。実習指導の資質向上に努めると共に、実習受け入れを通して職員もまた基礎から振り返る機会を得ることを大切にします。

⑨ 施設の管理運営

I. 個人情報保護

法人の規定に則り、個人情報の保護とリスクマネジメントを徹底します。個人情報保護に関する研修を行うだけでなく、日々の取り組みにおいても、個人情報を保護する意識を常態化するため、基本的な決まり事を職員間で常に声掛けし合い徹底します。また、パソ

コン、登録者台帳、その他個人記録書類等などの個人情報を含むものについては、使用時以外には鍵のかかる書庫内に収納し施錠すると共に、出し入れについては複数名での確認とします。

II. 虐待防止・権利擁護の取り組み

虐待防止・権利擁護に関する研修会を行い、対人援助職として虐待防止を含む権利擁護の視点が、基盤として実践の根底にあるべきものだという意識を常に持って取り組みます。できる限り日常の実践場面に通ずる研修内容とすることで、何気ないこちらの姿勢や態度が、思わぬところで虐待や権利侵害にもつながりかねないといった危機意識を皆で繰り返し共有しながら、日々ご利用者お一人お一人に真摯に向き合います。

III. 事故防止体制・安全管理

- i. 事故の発生を防ぐため、日頃から安全管理意識を高め、ヒヤリハット事例についての内容把握、原因追究、対応策の立案を職員一体となって行い、再発防止に努めます。事故等の緊急時には整備している「安全管理マニュアル」に基づき迅速かつ的確な対応を行います。
- ii. 同建物内に入る各施設と共同で、防災訓練を年2回程度実施します。
- iii. 災害時には、横浜市との協定に基づき地域の福祉避難所として機能します。

IV. 苦情解決・利用者アンケート

提供したサービス等に関する苦情については苦情受付の窓口を設置し、迅速に適切な解決を図ります。また、ご利用者やご家族等からの苦情・要望は「生活支援センター運営のよりよい改善への最重要な提言」と捉え真摯に耳を傾け、運営に反映させます。

その他サービス向上のため、利用者アンケート、ご意見箱、第三者委員からの意見などの内容を職員間で共有し改善対策に役立てていきます。

令和5年度精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名：保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター

運営法人：社会福祉法人 横浜市社会事業協会

【収入】

(単位:千円)

科目	金額				内訳・説明等
	計	生活支援センター本体	退院サポート	自立支援アシスタント	
指定管理料	80,369	56,453	10,912	13,004	
法人負担金	0				
合計	80,369	56,453	10,912	13,004	

【支出】

科目	金額				左記「金額」のうち法人負担金額	内訳・説明等
	計	生活支援センター本体	退院サポート	自立生活アシスタント		
人件費	67,169	43,953	10,562	12,654	0	
所長						1名
常勤職員						5名
非常勤職員	17,598	13,384		4,214		4名
アルバイト	2,800	2,800				3名(清掃、経理・庶務、相談)
調理アルバイト	2,200	2,200				4名(1名ピアサポーター兼)
嘱託医賃金	968	968				
法定福利費	8,367	5,366	1,344	1,657		社会保険料等
退職給与引当金	2,100	1,283	459	358		
福利厚生費	96	72	12	12		ハマフレンド
労務厚生費	236	180	28	28		検診等
施設管理費	6,350	6,350	0	0	0	
光熱水費	3,900	3,900				
庁舎管理	2,500	2,500				定期清掃、設備点検等
修繕積立金	0	0				
入浴サービス等実費徴収額	-50	-50				有料サービス実施徴収
運営費	4,850	4,650	100	100	0	
旅費	500	300	100	100		一般旅費
消耗品費	700	700				事務用消耗品、材料費等
印刷製本費	200	200				パンフレット等
修繕費	940	940				
通信運搬費	960	960				電話、ネット回線等
賃借料	400	400				印刷機保守料等
備品等購入費	500	500				
保険料	150	150				賠償責任保険料等
雑費	500	500				各種会費、研修費等
本部繰入金	2,000	1,500	250	250		
合計	80,369	56,453	10,912	13,004	0	